

第3回 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会 会議録【概要】

1. 開催日時

令和8年2月9日(月) 18時～20時

2. 開催場所

八尾市役所 本館6階 大会議室

3. 出席者

(委員) 水島会長、池田副会長、浅井委員、石田委員、泉谷委員、高瀬委員、朴委員、伊藤委員、伊原委員、植村委員、小川委員、笠原委員、梶山委員、金委員、草積委員、徐委員、高木委員、松田委員

(傍聴者) 1人

(事務局) 人権ふれあい部次長 兼 人権政策課長 寺島
人権ふれあい部人権政策課課長補佐 阪田
人権ふれあい部人権政策課係長 池田
人権ふれあい部人権政策課副主査 山崎
八尾市教育委員会人権教育課長 齊藤

株式会社HRCコンサルティング 東野・小西

4. 案件

- (1) 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案)についての市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について
- (2) 第3次八尾市人権教育・啓発プラン(案)について
- (3) その他

5. 会議資料

【事前配布】

第3回 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会 次第

資料1 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案)についての市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

資料2-1 提出された意見・提言の内容及び考え方(修正あり)

資料2-2 提出された意見・提言の内容及び考え方(修正なし)

資料3 第3次八尾市人権教育・啓発プラン(案)

資料4 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」策定に係るスケジュールについて

【当日配布】

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会規則

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員名簿

座席表

第3次八尾市人権教育・啓発プラン カラー版（一部抜粋）

6. 議事内容

委員 18 名全員が出席。本審議会の規則第 6 条第 2 項の規定に照らし、会議が成立している。

【凡例】 O：意見、Q：質問、A：回答

案件 1 「第 3 次八尾市人権教育・啓発プラン」（改定素案）についての市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

Q 1.（委員）

資料 3]53 ページ「外国人との共生の重要性の認識」で「共に地域社会を創り、支えあう対等なパートナー」と修正されているが、この言い方そのものが二項対立になっている。「共に地域社会を創り、支え合う存在」とするなど、「対等なパートナー」という表記への修正は見直してもらった方がよい。

A 1.（事務局）

「支え合う存在」と言う表現に修正してまいりたい。

Q 2.（委員）

パブリックコメントについては市のホームページで「修正あり」も「修正なし」も公開されると思うが、【項番 1】としても 1 つの意見ではなく、【項番 1】の下に小さく 30 件と書いたり、「重複しているが〇件の意見があった」と書くなど、1 つ 1 つカウントして振り分けができるのではないかな。

A 2.（事務局）

本市のパブリックコメントの公表の仕方は、各意見の件数を記載するものではなく、重複を除く意見数のうち「修正あり」と「修正なし」を含めたものとしている。

Q 3.（委員）

「修正あり」の 3 ページ【項番 14】の八尾市人権協会について、修正前の「本市の人権啓発の推進に協力し」という、いわゆる「パートナー団体」としての意味合いが、この中に含まれているとの理解でよいか。

A 3.（事務局）

125 ページ下段にある八尾市人権協会の紹介の中の「主な活動」に、「また、八尾市とともに人権啓発を進める両輪として」と記載している。「パートナー」という言葉ではないが、「パートナー」と同義であるとの認識である。

O 1.（委員）

資料 2-1]「修正あり」の【項番 1】「第 1 章 基本的な考え方」の「大切にしたい視点 6、保障する すべての人の 学習権」についてパブリックコメントがあり、それを受けて修正するのを見ると、学習権が読み書きだけに矮小されてしまっている感じがする。「読み書き」と

というのは出発点ではあるが、究極の目的は「自分らしく輝き、自分の能力を磨く、そして人生において自己実現していく」、そのことをもう少し書き込んでもよいのではないか。

〇2. (委員)

「こどもの人権」のところで、修正前意見や審議委員の意見では、経済格差が根本にあるという認識が示されていたにもかかわらず、修正後にはそれが抜けてしまっている。むしろ「経済的な格差があり、そこに問題の核心があってそれに取り組んでいく」という方向性が示されているのではないか。

〇3. (委員)

「外国人の人権」のところで、市民意見にも修正前にも「多様性」という言葉が出ていたが、修正後には「多様性」という表現が抜けていることが惜しまれる。

Q4. (委員)

「修正なし」9ページ【項番37】の「部落差別事件は毎年のように発生している」という市民意見で、八尾市においても毎年部落差別について差別事象が起きている。「現状と課題」のところで、具体的に言うところ「八尾市でも毎年、部落差別事象が発生しています」という一文を入れて、こういう実態が起きているということを示しておくのは大事ではないか。

A4. (事務局)

必要なことだと認識はしているが、市における取り組みの中で、そういったことを含めて本市の取り組みであると事務局としては考えている。できればこの現状の中でしっかり対応していきたいと考えている。

Q5. (委員)

「部落差別（同和問題）」と書かれているところと「(同和問題)」が入っていないところがあるので統一した方がよい。

A5. (事務局)

関連する箇所を再度確認して、国計画と同様の表現である「部落差別（同和問題）」へ修正したい。

〇4. (委員)

方向性の大事さもわかるが、それよりも具体性のある言葉を載せてもらう方が、思いやりの意識につながるのではないか。「修正なし」の意見にあったように、年次計画や「10年間でここまですべてを目標にしましょう」というような具体性があればよい。

Q6. (委員)

10年間の指針として出す中で、その都度、その時に応じた具体策を広く市民に発信していくことが大事なのではないか。

A6. (事務局)

今後、この計画の進捗状況の確認については、「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」で実施する。その中でしっかり審議する場面を作って公表するので、そこを確認してもらいたいことをお願いしたい。

Q 7. (委員)

八尾市外に住んでいる八尾市在勤者へ向けても紹介内容を盛り込んでほしい。他府県の差別事象も気になる。

A 7. (事務局)

我々が連携している「八尾市企業人権協議会」という、企業が人権を守るという趣旨の団体を通じて、企業に対して働きかけをして、働いている従業員にも、八尾市の人権啓発について知ってもらって、みんなで人権を守っていくというスタンスで、これからも取り組んでいきたい。

O 5. (委員)

今、本当に困っている子どもや親など、人にどう届けていくのが課題だと感じた。

Q 8. (委員)

このプラン（冊子）があることをほとんどの人は知らないと思う。地域で人権を考えていくという意味からも地域の各種団体の長には配布していただきたい。あるいは、各町への連絡の際に、この話をしてもらいたい。

A 8. (事務局)

人権啓発推進協議会について記載しているが、市内 30 の各種団体と 32 すべて地区福祉委員会で構成している。人権に関する福祉団体を含めて、ほとんど人権啓発推進協議会がカバーしているので、そこにしっかり周知していくことで、浸透していくものと思っている。

Q 9. (委員)

まちづくり協議会も人権協の中に入れてほしい。

A 9. (事務局)

校区まちづくり協議会の構成団体に地区福祉委員会も入っている。地区福祉委員会にすべて入っていただいたら、校区まちづくり協議会に人権啓発の取り組みが伝わっているという認識である。事務局では、その役割分担という認識で捉えている。

O 6. (委員)

プランの「障がい」の漢字とひらがなの表記について、冊子のどこかにその説明があってもいいのではないか。

O 7. (委員)

学校関係のところで「研修内容のマンネリ化」が一番にきているが、果たしてそうなのか。いろいろな形で研修をしているので、これが一番に記載されているのはどうか。

Q10. (委員)

それから、用語解説に記載されている各用語のページ数について、その用語のあとに「(P)」と書いてあるが、全体的にわかりにくいため、「※」など見やすくなっても良いのではないか。

A10. (事務局)

用語解説に記載されている各用語のページ数の記載については、考慮させていただきたい。

O8. (委員)

資料3 20 ページ「高齢者の権利擁護、虐待防止に関する継続的な取り組み、介護保険サービス事業者に必要な人権研修の検討が必要です」と書かれているが、どんな検討をすればいいのか。

Q11. (委員)

プランを高齢者にもぜひ読んでもらいたいので、高齢者でも読みやすい字の大きさやルビをふるなどの配慮は出来ないか。高齢者向けの簡単に書いたものがあれば良い。

A11. (事務局)

高齢者に限らず、全文を読むのは大変なので概要版の作成を考えている。要約しつつルビをふるなど、わかりやすいガイドブックのような形でご覧いただけるものを作りたい。

O9. (委員)

ワーキング部会等でいろいろ話をしたが、それがどこに反映されたのかがいまだによくわからない。

Q12. (委員)

「データ入稿で冊子にならない」と聞き、残念である。概要版は冊子になるのか。

A12. (事務局)

概要版も含めて冊子は作成しない。行政DX化の一環で、人権教育・啓発推進プランに限らず、今後作成するあらゆるプランについては、データでの公表となっている。事務局としては、必要な部分については考えていきたいと考えているが、原則的にはデータでの公表とさせていただきたい。

O10. (委員)

人権というのは大変大切なことだということを学ばせていただきつつ、今日は参加した。

Q13. (委員)

プランが冊子にならないということだが、どう発信するのか。データでの公表というのは、八尾市民の情報リテラシーはどのくらいを想定しているのか。人権政策課に行ったら、必要部数を印刷してくれるのか。

A13. (事務局)

一定必要な部数についてはお渡しする。データだと困難であるというご意見には対応させ

ていただく予定である。

〇11. (委員)

今回の選挙での争点の一つに外国人政策の話もあったと思うが、今後どのようにその政策が進んでいくのか不安に感じている。私たちを守ってくれるような政策だったらいいが不安もあり、八尾市に守っていただきたい。八尾市には、この人権教育啓発プランがあり、本当に良いものができていると思う。予算の関係もあると思うが、ぜひ広めていただきたい。

〇12. (委員)

ここで意欲的にされている姿を見て、すごく良い機会だった。自分なりに学んだことを生かしていきたい。

案件2 第3次八尾市人権教育・啓発プラン(案)について

事務局より説明。

【主な意見】

なし

案件3 その他

事務局より説明。

副会長よりまとめのあいさつ。

閉会

以上